

青森県留学生交流推進協議会・会議等報告

○ 平成 27 年度総会・運営委員会合同会議

開催日 平成 27 年 12 月 22 日(火)

開催場所 青森中央学院大学(青森市)

案件 平成 26 年度総会・運営委員会合同会議議事要録について
協議事項

1. 構成員の加入について
2. 平成 26 年度収支決算報告について
3. 平成 27 年度事業報告について
4. 平成 28 年度事業計画(案)について

○ 平成 27 年度留学生事務担当者研修会

開催日 平成 27 年 11 月 12 日(木)

開催場所 青森中央学院大学(青森市)

研修内容 外国人留学生に関する入国・在留手続きについて

講師:今野 悟氏(仙台入国管理局青森出張所長)

青森県留学生交流推進協議会構成員 運営委員会委員名簿

(平成 27 年 12 月 22 日現在)

| No. | 機関・団体名 | 構成員 | 運営委員会委員 |
|-----|-----------------------|----------------|----------------------------------|
| 1 | 弘前大学 | 学長(※副会長) 佐藤 敬 | 国際教育センター長 伊藤 成治 |
| 2 | 青森大学 | 学長 崎谷 康文 | 学生部長 中田 和一 |
| 3 | 東北女子大学 | 学長 小澤 薫 | 学生課長 葛西 美樹 |
| 4 | 弘前学院大学 | 学長 吉岡 利忠 | 国際交流委員長(※監事) 佐藤 和博 |
| 5 | 八戸学院大学 | 学長 大谷 真樹 | 国際学生支援委員会委員長 小澤 昭夫 |
| 6 | 八戸工業大学 | 学長(※副会長) 藤田 成隆 | 学務部長 大黒 正敏 |
| 7 | 北里大学獣医学部 | 学部長 高井 伸二 | 国際交流委員長 汾陽 光盛 |
| 8 | 八戸工業高等専門学校 | 校長 岡田 益男 | 留学生指導教員 太田 徹 |
| 9 | 青森公立大学 | 学長 香取 薫 | 国際交流委員長 藤井 一弘 |
| 10 | 青森明の星短期大学 | 学長 辻 昭子 | 国際交流センター所長 江口 真理 |
| 11 | 青森中央学院大学 | 学長(※会長) 花田 勝美 | 国際交流センター長 大泉 常長 |
| 12 | 青森県立保健大学 | 学長 上泉 和子 | 国際科長 川内 規会 |
| 13 | 弘前医療福祉大学 | 学長 下田 肇 | |
| 14 | 法務省仙台入国管理局青森出張所 | 所長 今野 悟 | 所長 今野 悟 |
| 15 | 青森県 | 知事 三村 申吾 | 誘客交流課長 堀 義明 |
| 16 | 青森県教育委員会 | 教育長 中村 充 | 学校教育課長 和嶋 延寿 |
| 17 | 青森市 | 市長 鹿内 博 | 交流推進課長 大久保 文人 |
| 18 | 弘前市 | 市長 葛西 憲之 | ひろさき未来戦略研究センター 一副所長(※監事) 岩崎 隆 |
| 19 | 八戸市 | 市長 小林 眞 | 市民連携推進課長 大志民 諭 |
| 20 | 十和田市 | 市長 小山田 久 | まちづくり支援課長 山本 隆一 |
| 21 | (一社)青森県経営者協会 | 会長 沼田 廣 | 専務理事 小笠原 裕 |
| 22 | 青森県商工会議所連合会 | 会長 若井 敬一郎 | 常任幹事 櫻庭 洋一 |
| 23 | 日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会 | 会長 佐藤 一尚 | 会長 佐藤 一尚 |
| 24 | 国際ロータリー第 2830 地区 | ガバナー 鈴木 唯司 | 米山奨学金委員長 工藤 真人 |
| 25 | ライオンズクラブ国際協会 332-A 地区 | ガバナー 祐川 和人 | YCE委員長 山形 博利 |
| 26 | 青森県地域婦人団体連合会 | 会長 向井 麗子 | 副会長 平野 てつ |
| 27 | (一社)青森県ユネスコ協会 | 会長 石田 稔 | 専務理事 塩谷 彰宏 |
| 28 | (公財)青森県国際交流協会 | 会長 塩越 隆雄 | 常務理事 角 俊行 |
| 29 | (独)日本学生支援機構東北支部 | 支部長 伊藤 彰子 | 支部長 伊藤 彰子 |

※印:青森県留学生交流推進協議会役員

青森県留学生交流推進協議会 要項

(目的)

第1条 青森県内における留学生の円滑な受入れを促進し、また、地域住民との交流を通じて相互の国際理解を深めるため、青森県留学生交流推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要項において「留学生」とは、青森県内の高等教育機関又は学術研究機関において特定の研究を行い、又は教育を受ける目的で滞在する者をいう。

(事業)

第3条 推進協議会は、本会の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 留学生に関する情報交換
- (2) 留学生受入れに当たっての協力体制の充実(宿舍, 奨学金, 子女教育等)
- (3) 留学生と地域住民との交流の活性化
- (4) その他目的を達成するために必要な事

(構成)

第4条 推進協議会は、県内に所在する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高等教育機関の長
- (2) 国及び地方公共団体等の長
- (3) 経済団体及び留学生交流関係団体の代表者
- (4) 学識経験者

(役員)

第5条 推進協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、推進協議会の議により互選するものとし、任期を2年とし、再任を妨げない。

3 副会長及び監事は、推進協議会の議により互選するものとし、任期を2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、推進協議会を招集し、その議長となる。2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。3 監事は、推進協議会運営費の監査に当たり、監事に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の出席)

第7条 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(運営委員会)

第8条 推進協議会の円滑な運営を図るため、青森県留学生交流推進協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(賛助会員)

第9条 推進協議会の事業目的達成を支援するため、青森県留学生交流推進協議会賛助会員(以下「賛助会員」という。)を置く。

2 賛助会員に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 推進協議会の事務は、会長所属機関において行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年1月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成3年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年9月21日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年11月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

青森県留学生交流推進協議会 申合せ事項

1 推進協議会の構成及び開催について

(1) 推進協議会の構成員は、次の団体等の長又は代表者とする。

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一. 高等教育機関 | 弘前大学, 青森大学, 東北女子大学, 弘前学院大学, 八戸大学, 八戸工業大学, 北里大学獣医学部, 八戸工業高等専門学校, 青森公立大学, 青森明の星短期大学, 青森中央学院大学, 青森県立保健大学, 弘前医療福祉大学 |
| 二. 国の機関 | 法務省仙台入国管理局青森出張所 |
| 三. 地方公共団体 | 青森県, 青森県教育委員会, 青森市, 弘前市, 八戸市, 十和田市 |
| 四. 経済団体 | (一社)青森県経営者協会, 青森県商工会議所連合会, 日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会 |
| 五. 留学生交流関係団体 | 国際ロータリー第2830地区, ライオンズクラブ国際協会332-A地区, 青森県地域婦人団体連合会, (一社)青森県ユネスコ協会, (公財)青森県国際交流協会, (独)日本学生支援機構東北支部 |

(2) 新たな構成員の加入については、会長は総会に諮り了承を得るものとする。

(3) 推進協議会(総会)は、年1~2回開催し、具体的な事項は運営委員会に委ねるものとする。

(4) 運営委員会は、推進協議会の目的に沿って具体的事項について検討するため、適宜開催するものとする。

(5) 監事は、会長及び副会長所属機関以外の機関の運営委員をもって充て、会長所属機関作成の年度ごとの収支決算報告書を監査し、総会に報告するものとする。

2 運営委員会について

(1) 運営委員は、推進協議会の構成員の属する団体等が推薦する者について、会長が委嘱する。

(2) 運営委員会の委員長は、会長所属機関の運営委員をもって充てる。

(3) 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(4) 運営委員会は、推進協議会の目的に沿って具体的事項について検討するため、適宜開催するものとする。

(5) 留学生の受入れ側である高等教育機関の留学生受入れ等に関する情報交換を図るため、運営委員会の下に、留学生連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。なお、連絡会議の運営については、別に定める。

3 賛助会員について

(1) 賛助会員は、構成員が推薦する機関・団体について、会長が委嘱する。

(2) 賛助会員は、推進協議会の事業目的達成を支援するものとする。